

特殊詐欺News

令和7年5月号①



©TEINE WARD SAPPORO

2025年5月26日 改正戸籍法施行

詐欺に御注意ください

フリガナの届出に当たって
法務省や市区町村が**金銭を支払うよう
要求することはありません**



届出に**手数料はかかりません**

通知されたフリガナが誤っている場合は届け出を
する必要がありますが、届出に**手数料はかかりま
せん**

届出しなくても**罰則はありません**

届出をしなくても、通知された氏名のフリガナがそ
のまま戸籍に記載されます



手稲警察署
警察相談電話

011-686-0110
#9110